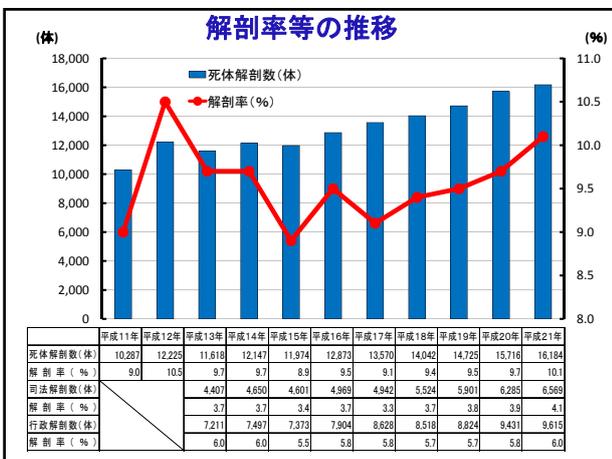
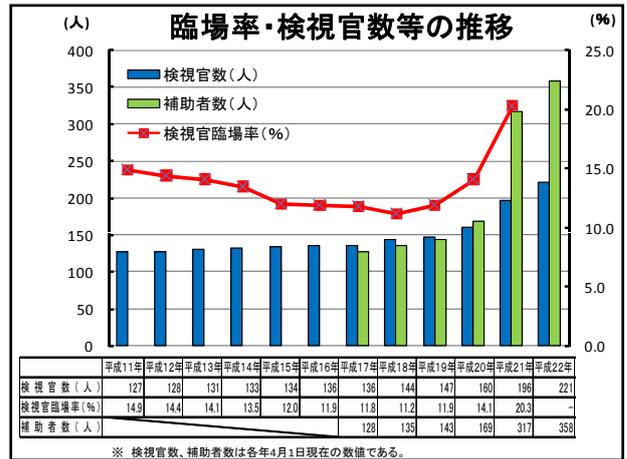
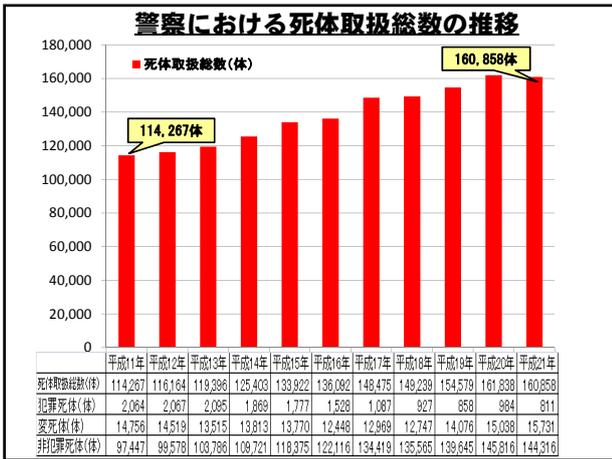
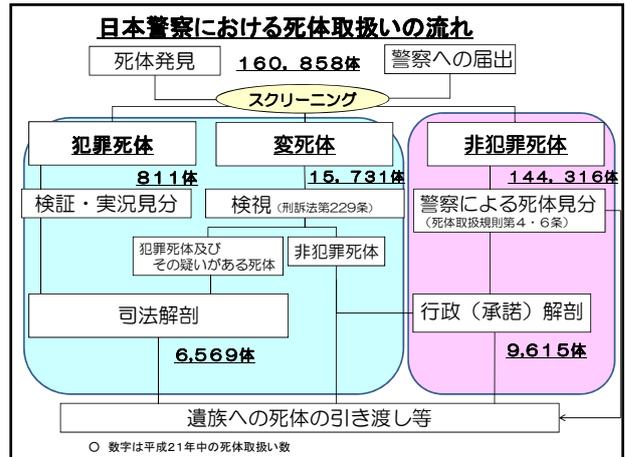


警察庁 National Police Agency

犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会中間取りまとめの概要等
～CT検査の位置付け等～

警察庁刑事局捜査第一課



検視・死体見分、検案及び解剖に関する問題

- 警察において、検視に従事する者の専門性
 - ・ 専門家である検視官の臨場率が低い(約20%)
 - ・ 検視に従事する警察署員の教養等の不十分
- 立会の医師(検案医)の専門性
 - ・ 法医学の知見を有する医師が必ずしも従事せず
- 低い解剖率
 - ・ 解剖医の不足
 - ・ 地域間格差(A県:30.5%、B県1.9%)
 - ← 監察医制度の有無等

犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会の設置

- **刑事局長の下に有識者の研究会**
 - ・ 法医学者、法医中毒学者、法歯学者、刑事法学者、法務省刑事課長等が構成員
 - ・ 厚生労働省からも医事課長が参加
 - ・ 本年1月29日に第1回開催
- **本年7月15日に、当面5年間の目標等をまとめた中間取りまとめ公表**
- **本年度末までに、制度設計に係る最終取りまとめの予定**

中間取りまとめの概要

- 1 **検視・死体見分の高度化**
 - (1) 検視官の臨場等による検視・死体見分の専門化
 - (2) 警察署の死因究明力の向上
 - (3) 装備資機材の一層の活用
 - ① 薬物検査の確実な実施
 - ② CT検査の積極的実施
 - ③ 携帯型超音波検査装置の積極的活用
 - (4) 歯科医との連携強化等による身元確認の高度化
 - (5) 死体関連初動捜査力の向上
- 2 **検査の高度化**
- 3 **解剖率の向上**

「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方について～中間取りまとめ～」におけるCT検査の位置付け(1)

- 1 **検視・死体見分の高度化**
 - (3) **装備資機材の一層の活用**
 - ② **CT検査の積極的実施**
- 外表所見、病歴等から死因が特定できない死体のCT検査を積極的に実施する。
CT検査については、外表に明確な痕跡が認められず、死因が判然としない死体について脳出血、くも膜下出血、大動脈解離、大動脈瘤破裂等の出血性病変や骨折等が明らかとなり、解剖を行うことなく死因が解明される事例が一定程度存在する上、解剖の要否判断においても外表検査以上の役割を果たすことが認められる。

「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方について～中間取りまとめ～」におけるCT検査の位置付け(2)

- 3 **解剖率の向上**
- 平成21年中に司法解剖又は行政解剖が行われたのは1万6,184体であり、警察が取り扱う死体総数に対する解剖率は10.1%となっているが、犯罪死の見逃しを防止するためには、将来的には、～(略)～解剖率をおおむね50%程度まで引き上げる必要がある。しかしながら、～(略)～、早期に、解剖率を50%に引き上げることは困難と判断される。
～(略)～、5年後を目途に全国の解剖率を20%まで引き上げることが当面の目標とすることが望ましい。～(略)～
なお、解剖を実施しない場合であっても、CT検査の積極的実施により、外表のみで死因を判断することを極力減らすことが必要である。

参考

犯罪死の見逃し防止に関する特別世論調査

- 1 **調査概要**
 - 実施主体 内閣府
 - 調査時期 本年7月
 - 調査対象 全国20歳以上3千人(有効回答約千九百人)
 - 調査方法 個別面接聴取
- 2 **調査結果**
 - 具体的な死因を知ることへの関心
YES 96.7% NO 2.4%
 - 警察が死体を取り扱うことの認知度
YES 82.0% NO 18.0%
 - 犯罪死の見逃しに対する認知度
YES 51.2% NO 48.8%
 - 犯罪死見逃し防止のために解剖を増やすことについて
必要 85.3% 不必要 8.9%
 - 犯罪性がないと判断された遺体を解剖することへの抵抗感
ある 65.3% ない 31.0%